

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)
午前十一時二分開会

委員の異動

四月十五日

補欠選任

二木 謙吾君 島島徳次郎君

久保 勘一君 上林 忠次君

吉武 恵市君 佐野 廣君

四月二十日

補欠選任

上林 忠次君 村山 道雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

新谷寅三郎君

柴田 榮君

西川甚五郎君

成瀬 幡治君

洪谷 邦彦君

天田 勝正君

委員

岡崎 真一君

佐野 廣君

田中 茂穂君

日高 広為君

堀 末治君

木村福八郎君

柴谷 要君

野々山一三君

鈴木 市蔵君

衆議院議員

発議者

政府委員

大蔵政務次官

田中 武夫君

齋藤 邦吉君

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君
大蔵省関税局長 佐々木庸一君
事務局側
常任委員会 坂入長太郎君
専任委員 門 員

説明員
大蔵大臣官房 中島 晴雄君
財務調査官

本日の會議に付した案件
○酒税法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)
○製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○入場税法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○保險業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○自家用自動車の一時的輸入に關する通関条約の実施に伴う關税法等の特例に關する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、二木謙吾君、久保勘一君及び吉武恵市君が辞任され、その補欠として島島徳次郎君、上林忠次君、佐野廣君が選任されました。

○委員長(新谷寅三郎君) 酒税法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部

を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案、以上いずれも予備審査の三案を一括議題とし、發議者から提案理由の説明を聴取いたします。

衆議院議員田中武夫君。
○衆議院議員(田中武夫君) 提案説明を申し上げる前に、若干訂正をさせていただきます。

お手元の提案説明の二枚目三行のところに、「約千億圓」とありますのを、「初年度約九百億圓、平年度約一千二百億圓」と直していただきたいと思ひます。なお、若干文章の字句の違ひ点はあると思いますが、それはお許し願ひたいと思ひます。

日本社会党提出の酒税法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案につきまして、三法を一括して、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず最初に、これらの法律案を提出するに至りましたゆえんのもの、次の二つの主要な理由に基づくものであります。

その第一は、最近の諸物価の値上りには異常なものがあり、大衆生活、特に低所得者層の生活を著しく圧迫しているといふことであります。物価抑制のためには、何よりも政府が率先して物価上昇ムードの根幹である高度成長政策を転換するとともに、思い切った物価抑制のための施策を実行せねばならないことは申すまでもないことで

あります。これらの諸施策とあわせて、大衆生活必需物資の間接消費税を大幅に引き下げ、その結果を確実に末端消費者価格の引き下げに反映させることにより、物価抑制、値下げへの方向に強力に推進することが必要であります。

第二は、今国会に提出されました政府の一連の税制改正案は、直接税に片寄ったものであり、間接消費税の軽減は全く取り上げられていないといふこととあります。これは間接消費税が逆進的傾向が強く、しかも高率の大衆課税となつてゐる現実から見て適切を欠く措置と言わなければなりません。

このような政府の物価、減税政策に強く反省を求めるとともに、物価高の中で直接税の減税から取り残された広範な低所得者層に対する対策を重視し、酒税、製造たばこの定価及び入場税につきまして、それぞれ次のように軽減することといたしております。

酒税につきましては、酒税法の一部を改正いたしまして、大衆酒の大幅減税を行なうことといたしております。すなわち、清酒二級につきましては一・八リットル当たり四十円、合成清酒は同じく三十円、しょうちゅう同じく二十円をそれぞれ減税し、ビールにつきましては大びんにつき十五円を減税し、標準小売り価格を百円とするにといたしたのであります。

次に、製造たばこの定価につきましては、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正いたしま

して、大衆たばこの定価をそれぞれ、いこい二十本詰め現行五十円を四十円に、新生二十本詰め現行四十円を三十円に、ゴールデンバット二十本詰め現行三十円を二十五円に値下げするよう、それに見合つて法改正をいたしております。

また、入場税につきましては、入場税法の一部を改正いたしまして、入場税の免税点を大幅に引き上げることといたしております。すなわち、入場料金が一人一回の入場につき免税点を、映画、舞踊及び能楽を除く演芸、レコード・コンサート、スポーツまたは見せものにあつては三百円以下とし、これらを除く演劇、舞踊、能楽またはレコード・コンサート以外の音楽にあつては六百円以下とし、それぞれ所要の措置を講ずることとしたのであります。

以上が三法案の提出の趣旨並びに内容の概要であります。

なお、念のため申し上げておきますが、これらの三法案の改正に伴い、初年度約九百億圓、平年度約一千二百億圓の歳入減となる見込みであります。自然増収七千億圓でまかなつていくと存じております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことを切望いたします。提案説明を終わります。

○委員長(新谷寅三郎君) 以上をもちまして三案の提案理由の説明は終わりましたが、この三案についての審議は後日に譲ることといたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由及び補足説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次、御発言を願います。

○木村禮八郎君 この法案に直接関係ある質問ではないのですが、間接には関係あるわけですが、政府は、この保険行政を行なう場合に、この物価の値上がりというものをどういうふうにするか。御承知のように、昭和三十年以後消費者物価が急激に上がっているわけですね。六%以上の消費者物価値上がりというものは、これは経済企画庁長官もはつきりと、異常な状態であると。定期預金の一年ものは五分五厘でしょう。それ以上に通貨の対内価値が減価しているという状況ですね。これは民間の保険ばかりでなく、政府の国民年金その他一般的な債権債務にも全部これは共通する問題ですけれども、ことに保険は非常に長期でございまして、この点は私は非常に問題ではないかと、こう思うのです。

一番根本的な対策は、物価を上がないようにする、貨幣価値を安定化させるということが基本なんです。しかし、池田首相は、高度経済成長のもとでは消費者物価が上がるのは避けられないと。急激に上がることはこれは押えなければならぬけれども、大体池田総理の考え方は、成長率の三分の一程度は、ですから、一割—一〇%成長した場合には約三%程度の物価値上がり

はこれは不可避である、やむを得ないものである、こういう考え方ですね。そうしますと、今後経済成長が続いていく場合に、政府は大体その成長率の三分の一程度の物価の値上がりはやむを得ないとして、こういうふうな考えをいたしますと、保険契約は非常に長期でございまして、満期で保険金を受け取るときは非常に減価した保険金を受け取るわけですね。

それで、一番極端な例が終戦後の昭和二十三年ごろまでの異常なインフレ期であります。今後ああいう異常な状態は起こらぬとしましても、かなり長期にわたりますと、昭和三十年から三十八年までで二〇%—二割以上の対内価値の減価になっているのでしよう。それで、保険会社は今度はこれを土地等に運用した場合に、土地が非常に値上がりになっている。ところが、自分の資産のほうは物価値上がりで利益は得られるが、今度は契約者には減価した価値のお金で保険金を支払う。これは政府の国民年金でも同じ問題があるわけですから、こういう異常な物価騰貴が続いていくという情勢のもとで、政府が今後は物価値上がりというものは経済成長をしていく場合には不可避である、こういう立場をとっている以上は、債権債務に対する影響というものが非常に大きいし、それをどうやっておくことは経済秩序を乱すものだと思います。これまでこういう長期の債権債務について何らそれに対して、物価値上りの影響に対して、つまり貨幣価値の減価に対する措置を何ら講じていないのですよ。そういう点について一体考えてみたことがあるのかどうか。それから、諸外国において

はどういう措置を講じているのか。全然講じていないのかどうか。一番いい方法はゴールド・クローズみたいなものを入れるのが一番いいのでしようけれども、何か今後物価値上りのほうを、極端な物価値上りが抑制するとしても、ある程度上がったいくことは不可避であるというふうなことになる、それは保険契約者だつてほとんど減価していく保険に加入するということについては、これは問題があるのではないかと。これは保険行政を考える場合、当然考えてしかるべきじゃないかと思ひますので、いつかこういう問題について一べん当局の意見を聞いてみたいと思つておつたのですが、機会がなかったのですから、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 保険契約が特に非常に長期の契約であるという観点から申しまして、ただいまの御質問のとおり、物価が、特に貨幣価値として考える場合における物価が相当な割合で騰貴していくというところは、非常に保険の立場から、保険行政の立場から申しますと、たいへん困つた問題でございまして、これは保険の立場からだけどうこうということじゃございせん。一般的な問題としても、物価騰貴はできることならばこれを避けたいし、避けられないとしたとしても、非常にわずかな、たとえばその騰貴におけるほかの預金の利子、いまならば年間五分五厘になっております、その預金利子よりはるかに低い、たとえば一%あるいはせいぜい二%程度のものであるといたしますと、これがわが国のみの事情でなければ、たとえば諸外国における消費者物価の騰貴の傾向

としてもその程度は許されるといひますか、一般的であるという場合には、円の対外価値という点からいいますと、さして問題はない。しかし、相対的に日本の物価騰貴率のほうが一般的に高いために、円の価値そのもの自体についても将来問題を生ずるようなそういう物価騰貴は、絶対に避けていくことを政策の上での基本としていかなければならないのだと思ひます。

たまたま、この三十年ごろからの騰貴率を見ましても、かなり物価が上がつておりますが、つまり円価値が減価しておることは事実でございまして、比較国民の考え方がさほど将来における危険を非常に重大なものと考えていないといひますか、保険契約のその後の募集状況などを見ましてもその不調とはいへない。むしろ契約の伸び率は非常にいい線を描いておると思ひます。そういう点からいいますと、非常に長いこういう保険契約に対してある程度まだ安心感を持っているといふことが推測されるわけではございまして、いままでの物価騰貴にもかかわらず、さほど不安な状態とは考えていないと思ひます。しかしながら、それは二年あるいは三年ぐらひ続いて六・七%の騰貴があるが、その後は安定するであろうというふうな期待が当然にあるわけではございまして、そうではない、確実に一般の利子率を上回つたような騰貴が続くとすれば、おそらく多数の者は金銭的な蓄積形態をやめて物的な蓄積のほうに走るようになる。それがさらにインフレの傾向をさらに加速するといふふうなことに相なるわけではございまして、たいへん危険なことではございまして。

いまお話の中で、物価騰貴が少なくとも成長率の三分の一程度はやむを得ないのだというふうな考えをされているのじゃないかというお話もございまして、たが、私どもは、そういうふうな理屈をこねればあるいはそうなるかもしれないが、サービス所得の上昇が必ず物価騰貴を引き起こしていくのだという点に対して若干私どもは疑問を持っております。それは他のつまり生産されるものの生産性の上昇という性質のものでなければならぬ。なるほどいろいろな消費資材が値段の上で下がっていないということがありまして、質的な面で実際は相当改善されながら値段が据え置かれるといひますと、それは価格の引き下げに実際には寄与しておると言えるのではないかとと思ひます。これは物価の統計としてはあまりうまく出てまいりませんので、そのメリットが評価されないままに、おろそかに思ひますが、端的に値段を下げたほうがはつきり物価政策としてはいいことになりまして、さういふふうには見えない。サービスの料金の上昇がどうしても物価の上昇に結びつくという点は否定いたしません、それらの傾向につきましても、非常に急速である場合には問題がある。

最近、ヨーロッパ諸国において物価に非常に問題が生じております。アメリカが一番その点では問題が少ないように思ひます。そのヨーロッパの国の中でも、たとえばフランス、オランダのような国はかなり長い間、物価の抑制——所得政策によって物価の抑制をやつてまいりましたが、周辺からのいろいろなインフレの攻勢に耐えかね

て、あるときは平価の切り上げを行な
いました。しかし、それでも労働力の
不足その他のことから引っぱられまし
て、最近ではインフレ的な傾向に非常
に悩んでおる。一国だけが非常に健全
性を保とうとしたとしても、周辺の
物価騰貴に非常に悩まされるとい
う例がここにごさいます。日本としても、
非常にそういう点では、距離が隔絶し
ておりまして、先進諸国のインフレ的
傾向をじかに影響を受けるということ
は比較的少ないのでございしますが、そ
れでも今後の開放経済を考えますと、
若干そういうことも頭に入れておかな
ければならぬ。その場合においても、
どちらかといえば、最も健全なほうに
属する物価政策を考えていかなけれ
ば、国内の資本蓄積がそのために妨げ
られるということになります。

やはりそういうことを考えますと、
物価はできるだけ安定していく。た
だし、国際的な比較において許される
と思われ、また国内の資本蓄積を阻
害しない程度の、ある程度のわずかな
クリーピングといいますが、もっとそ
れ以下の物価騰貴についてはやむを得
ない面もあるが、できるだけそれを押
えていくのがこれからの金融並びに全
体の経済政策の基本と考えていかなけ
ればならないと、私もそのように考
えております。

○木村義八郎君 先ほどの御答弁で、
保険の経営をやる場合に、まだ契約者
のほうでそんなに契約に不安を感じて
いないと、いままです程度の物価騰貴、
つまり通貨の対内価値の減価によって
そんなに不安を感じていないので、保
険契約も順調にいつているから心配な
いのだ、また差しつかえないのだとい

うような御答弁があったわけですね。

しかし、それは保険経営の立場から
それで心配ないという立論であって、
被保険者から言った場合に、これは問
題があるのですよ。われわれはそうい
う保険契約者を保護する立場でやは
り問題を見なければならぬわけであ
って、全然保険経営者の立場をわれわれ
無視するわけじゃないのですが、現
時点では資本主義の経済のものです
から、保険経営者の立場も全然無視し
てはおりませんけれども、一とか二
程度の物価値上がりなら、そう問題に
ならないでしょう。物価値上がりか
経済成長か、どっちを選ぶかという場
合に、そんなに実害がない場合は、成長
を犠牲にしても無理に貨幣価値の
安定をはからなければならぬというこ
とは言えないと思うのです。その点
はわれわれもそんなにがんこには考
えておりません。それは一つの考え方
として、ある程度の、多少の物価の値上
りはある程度、経済成長が順調にい
く場合には、物価値上りを必ずしも否
定するわけじゃありません。しかし、
物価が上った場合、所得の再分配に
及ぼす影響というものを考えなければ
ならぬわけですよ。その手当ては、や
はりわれわれはしなければいけない
という意見です。そのまま放任してい
くというわけじゃないのですね、ある
いは資金なりその他の、低所得層に
対して損を与えるのでありますから。

ことに、昭和三十六年以後を私は問
題にしているのです。これは異常な消
費者物価の値上がりといわれているん
です。今後、じゃ、物価は安定する
かという、私は安定しないと思うん
です。三十九年は政府が、国鉄運賃その

他の料金類を一カ年間ストップさせ
る、その他の物価抑制策を講じてお
りますけれども、それではたして政府が
物価抑制の目標として考えている四・
二％に安定し得るかどうか、これは疑
問であります。一応三十九年は四・
二％に抑えられましてしょう。四十
年はどうですか。四十年は国鉄運賃
だって、総裁は値上げ不可避のよう
に言っております。それから、来年や
は公共料金のまた一年ストップとい
うことは、これは非常に困難だろうと思
います。それは公共企業体を考えて
もらいます。もう公営企業は軒並み赤
字でしょう。交通事業は一番ひどい
でしょう。それから病院、水道、水道料
金なんか、千葉県で水道料金値上げを
やった。押える押えるといつて、認め
たでしょう。千葉県で認めて、これは
よその府県で値上げしても押えるこ
とはできない。また、消費者米価につ
いては来年はわかりません。もう赤城
農林大臣は、消費者米価については、
生産者米価引き上げをした場合、その
うち管理費とか、輸送費等については
消費者米価にスライドするよう米価
の算定方式を考えていると言われて
いるんです。いま検討しているという
のです。私は、四十年は公共料金のス
トップを続けることは実問題として
非常に困難な事情があると思います。

そうすると、四十年もまた物価は上
がる公算が大きいと思えます。そう
なると、一・二％の物価値上がりなら
いのですけれども、まあ三％、四％の
値上がりはヨーロッパでは異常な状態
ですよ。三十九年度の四・二％だっ
て、これは異常ですよ。そういう物
価値上がりが続く。つまり通貨の対内

値の減価が続く。しかも、池田さん
は、いつまで総理をやっているかわか
りませんが、この成長政策をやつて
いく場合に物価値上がり不可避だと
言っているわけですよ。貨幣価値の安定
よりは、やはり成長のほうへ重点を置
いて、物価値上りは不可避だとい
う考え方です。

そうすると、私は特に問題にしたい
のは、この日本の低所得者層は、社会
保障不十分ですから、非常に無理して
いるような貯蓄をしているんです。無
理な貯蓄をしているんです。生命保
険なんかその貯蓄の一つですが、そ
れ郵便貯金とか、それから公務員で
は、それはもう局長さんだってやはり
被害者なわけですが、公務員だって共
済の年金もみんな減価していくのであ
りますから、基本は物価を安定させ
れば一番問題ないのですけれども、そ
ういう不可避であるという場合は何か手
当てをしなければ、私は所得再分配上
非常に不公平ではないか。これは一つ
の道義の問題として問題ですよ。そ
して今後の問題もさることながら、こ
の三年間に二割も減価したということ
ですよ。これはもうたいへんな損失を
与えていることなんですよ。

それで、大体一般国民は貨幣錯覚に
陥っているのです。大体貨幣錯覚で
すよ。札には、一万円札には一万円と
書いてある、千円札には千円と書いて
ある、百円札には百円と書いてあるか
ら、値打ちは下がっていないように錯
覚を起こしていますけれども、それで
保険契約なんか順調にいつていると思
うのです、そういう錯覚によつて。し
かし、保険の契約が支障がないから、
それでいいのだというようにわれわれ

の立場としては言えませんが、安定価
値計算とかゴールド・クローズ、そ
ういふものをやれば、また保険の支払
が多くなつて、また財政インフレに
拍車をかけるという意見もあるわけ
です。われわれは何か手当てをしなけ
ばならぬ。ということは、手当てをす
るのを政府が怠るならば、貨幣価値を
下落させてはいけないというものと強
力な貨幣価値安定政策をとらなければ
ならないのですよ。とらないで、ある
程度不可避だ不可避だといながら、
私はこのままほうっておくことには
耐えられません。これは国会でもっと
問題として取り上げるべきですよ。全
体の債権債務に非常な、何人本人の責
任に帰すべきでない原因によつてそ
ういふ損害が与えられる、それから
不当に利益を与える、こういう問題が
起こるのですよ。

これについては、これはあなたに
言たつてしょうがないですが、政府
全体として、あなたはまだ長期
のそういう債権債務、保険を担当して
いるのですから、そういう点について
やはり意見を述べて、とにかく物価対
策については最も強力にあなたは発言
しなければならぬですよ、ほんとう
は。そういう主張を一体しているのか
どうかについても、保険行政をやつて
いく上に、ただ保険会社の立場で行政
やってはいけないですよ。保険会社
の立場でやっていくじゃないですか、
さっきの答弁なんかそうじゃないで
すか。保険契約が調子にいつている
から心配ない。われわれはそういう損
害を与えておるのですから、契約者の立場

第五部 大蔵委員会会議録第二十八号 昭和三十九年四月二十一日【参議院】

を保護する立場というものを政府はとらなければならぬので、すなわち、今後やはり五、六%も物価値上りが続いているという場合、これは何とかしなくちゃならぬと思うのです。そういう主張をあなたはされなければならぬし、それは民間の保険契約だけではなくて、国民年金だつて問題ですよ。いささか全般的な大きな問題ですが、とにかく特にまあ長期の契約である生命保険についてはこの点が一番重点が大きいものですから、問題にしているのです。これは意見にわたるところは非常にございしますが、もう一度そういう点に対する当局の何と申しますかね、考えを一応伺つておきまして、また今後こういう点についてもっといろいろな何か検討をされ、政府全体の問題としてこれを問題にするように心がけてもらいたいと思ひます。そういう措置を講ずるのは困難であるならば、そんな物価をどんどん上げてはいけません。通貨の対内価値をそんなに減価さしてはいけません。どっちかをしなければならぬ。どっちも保険契約さえ順調に伸びていけばそれで差しつかえないというようなものではないと思ひます。この際、こういう点についてもう一度見解を明らかにしていただきますか。

○政府委員(高橋俊英君) 先ほど私が申しましたのは、保険契約がたまたま三十六年度以降のかなり大幅な物価上昇にもかかわらず順調に伸びているが、それはそのような異常な物価騰貴が今後も続くものではないという、まあ一つの信頼感がまだ残つておる。今後はそれほど異常なことは起こらないであらうという期待のもとに、契約を

結ぶ人がまだいるからいいのであつて、もしも相当長期にわたつて異常な物価高が続くようであれば、契約にも影響を及ぼすであらう。そういう観点から申しまして、これからの物価安定については、もっと非常に私も真剣に考えていかなければならぬし、それを実際に保つようにならなければならぬ。こういうことを申し上げた次第であります。

公共料金等が実際には、戦前比較において、不当に他の物価に比べて実には安い比率になつております。一般的にはそうである。中には例外もございしますが、一般的には人為的に押えられてきているというものが戦後の姿であらう。それがコストの上昇によりまして、中には相当の赤字を繰り替へておるものもある。したがって、いつかはこれの改定が必要であるという点については、私も同感でございしますが、それらの料金引き上げをかりにやらなければならぬ場合におきまして、急激にこれをやつて非常にイーजीな安易な考えを持たせるといふことは反対でございします。そういうことのないように、全体の騰貴に及ぼす影響を最も低い水準において適度なものとしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、これは木村さんに対して私のほうがちょっと問題という点を申し上げますと、やはりこれは諸外国でもそうでございしますが、大体物価騰貴、消費者物価の騰貴等につきましまして、賃金の上昇がその最大の理由であるということになつております。その賃金の上昇の背景には、まあいろいろなる事情によりまして、労働力の不足

という問題、日本では一般には労働力が不足だということにはなりません。しかしながら、求人、人を求める数、あまり急ぐ必要はあつてふえませんが、その間においては雇用上の摩擦が生じて、したがって、初任給の引き上げという事態が最初に起こる。中小企業は今日、大企業にまさるとも劣らない程度の初任給を示さなければ人を求めることができない。また、大企業の厚生施設に比べてひけをとらない程度のそういう厚生施設をつくらなければ、いなかのほうから人が採れないというような悩みを訴えておるのが多ございします。そういうふうな現象も一部に生じておまして、適応性といふことも、労働者の数としてはあるけれども、適応性としては求人数に及ばないというやうなことが問うて生じておるやうでございします。そういうことから原価の上昇が端的に企業の上昇に反映していく。したがって、今日引き締め政策をとられまして、大企業以下いろいろな企業が、むしろ収益の減退といふことでそのしわ寄せを受けるというやうなことになるわけでございます。非常にその点私どももむずかしい問題ではないかと思つております。

したがって、その求人数の異常な増大といふものは、やはり成長全体のスピードに関連がある。あまり急激なる成長を喜んでばかりもおれない。安定した成長であつて、労働の雇用関係、労働の摩擦が激しくならない程度の成長であれば、私は今後の物価の点を考えますと、そのほうがいいのではないか。成長は大なれば大なるほどいいという考え方は、すでに政府として

もつておらないけれども、やはり適度の成長であつて、しかも安定して続く。その間における若干の物価騰貴は避け得ないといふにしても、できるだけ円の対内対外価値を維持して、あまり信頼を失うやうなことのないようにすること、これが非常に大切だといふことについては、だれしも私は考えるところは同じではないかと思つております。私ども、そういう点におきまして、日ごろまだその努力が足りないといふことを反省しておりますが、今後物価問題、貨幣価値の問題としては、私ども、保険行政の立場からでもございしますが、一般的に経済政策の根本に触れる問題として、考えるだけの努力を続けてまいりたいと考えておる次第でございします。

○木村福八郎君 私、これでやめようと思つたのですが、賃金問題について言われましたので、これは黙つておるわけにいかないので、これは、諸外国の例を言いましたが、これはさつき所得政策なんといふこともちょっと言われたので、不用意にその諸外国の例を出されて、それを日本の場合に適用されるやうなことを言われると、これは非常に問題がある。

諸外国では、労働力不足から賃金の上昇し、それが物価にはね返り、物価騰貴の大きな原因になつてきていると言いますが、これは諸外国では確かに労働力不足といふのはあります。しかし、賃金の値上がりは物価騰貴の関係については、そう簡単なものではないのです。これは、たとえばイギリスでも、所得政策を出すにあつて、御承知のNEDCといふのがありますね。国民経済発展委員会ですか、あそ

こで、やはり企業が不当にもうけることを、不当な利潤といふものはやはり物価値上りにより影響を及ぼしている面があるのではないかと。それで、モードリングという蔵相がそういうことをやはり意見を出しています。そうして日本と違つて、労働組合に賃上げの抑制を、協力を要求する前に企業に対して、コストが上がるやうにそれを安易に物価にはね返してしまふといふことはこれはよくない。それで、企業が不当に利潤を得ている場合、これを税金として取るべきだといふ意見も出ているわけ。そして企業なり資本のほうに對して手を打つて、それだから、労働者に、資本に對してこういう不当な利潤を制限しようといふものだから労働組合としても協力してくれといふ言ひ出し方で、日本の場合は、企業に對しては何らそういう手を打たないで、そして労働者に大幅賃上げ抑制の協力を求めるとか、政府が率直に對して抑制の統一見解を發表するとか、そういう出し方をしているわけ。すけれども、それはヨーロッパと日本の場合とはもう事情が非常に違ひますし、それから日本の賃上げの場合も、労働力不足、若年労働者の不足によつて初任給が上がつていゝという面もありまふけれども、この間予算委員会でも議論しましたが、日本の賃金と物価の關係につきましましては、賃上げが物価値上りに影響を及ぼしているといふやうな、そんな簡単なものではないのです。もう少しそういう場合には慎重に発言してもらいたいのです。

経済企画庁で経済研究所というのがあるでしょう。そこで学者が研究したものがあつて、物価と生産性と

賃金について研究しています。政府はこの間予算委員会、これは経済企画庁長官が言いましたが、昭和三十年を一〇〇として三十八年は消費者物価は三〇％上がっている、これに対して賃金は八〇％上がっている、賃金の値上がりのほうが大きいじゃないか、だからその賃上げは物価値上がりの原因であるというように言っているのですよ。ところが、経済研究所の学者の研究によると、なるほど賃金は消費者物価の値上がり以上に上がっている。しかし、値上がりの原因は、一番大きな原因はコストが下がったことだ、生産性の向上だ。第二は失業率です。失業率が低下している。失業率と賃金と物価との関係があるのです。それから第三が、この物価と賃金の関係で、物価と賃金だけ考えると、消費者物価は一％上がっているのに対して賃金は〇・四％しか上がっていない。物価と賃金に関しては、むしろ賃金は物価騰貴におくれているのだ、そういう見解があるのです。同じ政府にそういう研究もあるのですから、もっと十分によく研究されて、そうしてあまり不意な発言をしていただかないように。これは賃金と物価の問題については、そんな簡単に言えるものじゃないのです。

また、さっき、物価についても、物価が上がっても賃金がよくなっている、実際にはそんなに影響はないと言いますけれども、また逆に、最近ではちょっと目先を変えたぐらいのもので上がっているものもあるんですよ。何ら賃金がよくなっている。ちょっと目先を変えたぐらいで上がっているものもあるんです。ですから、その影響が

ないということを、まああなたの立場としては強調したいんでしょけれど、実際には影響があるんです。そういうマイナス面がたぶんあるんですから、あまりその立場を擁護するあまり、あまり不意な御答弁をしていただかないようにお願いしておきます。その点申し述べておきます。そうしませんと、たださっきの御答弁をそのまゝ見のがしておくと、それを容認したようなことになりまして、その点は御注意を申し上げておきます。何か御意見がありましたら、言ってください。

○政府委員(高橋俊英君) これはもう議論にわたりますので、私がかつてなことを申し上げてお気にさわったことはお許しただきたいと思えます。いずれにいたしましても、物価の安定につきましましては、私どもできるだけの努力をしてまいりたい。すべての場合においてそれが一番大事である、その点だけをお申し上げて、御答弁にかえたいと思えます。

○天田勝正君 私、これは国政調査でやるつもりでございましたが、どうも変わってきたから、少し端的に聞きますが、戦中、戦前、外地における保険契約なんかのあと始末、これは簡易生命保険等も含めて、どういうふうに処理されましたか。

○説明員(中島晴雄君) 保険を担当しております中島財務調査官でございます。技術的な点でございまして、かわりまして御答弁申し上げます。

戦前、戦中、中国等で日本の保険会社と契約したものがございまして、これらにつきましては、当時の為替レートで円・元パーで契約を結んだものがあ

るわけでございしますが、実は戦争の末期に、このレートが事実上は大體方面のインフレによりまして減価しておつた。そういう契約が国内で解約になるというふうな事態が起りました。

これをどうするかというところが、その後戦後の保険行政上の一つの問題になったわけでございまして、これにつきまして、すでに戦後処理が完了いたしましたしております、打ち切ったというところになっておつたと記憶いたしております。したがって、当時戦争中に円・元パーで契約したものが、いまこれを支払うというところにはなっておりません。

○天田勝正君 だから、それが、さっきから別のあれで木村さんが指摘しておられたように、えらい不幸にあつた場合には、一向に保険契約なんでものが保障にはならない。少しぐらいの不幸の場合には保障になるけれども、大きな不幸の場合には保障にならない。終戦時における現地の通貨が下がったから云々ということ、いつでも大蔵当局は答弁されるのです。ところが、その支払った当時においては、貯金にしても同じなんです、一向に減価されないときに払っているのです、長期の払い込みなんです、保険の場合、その日本円と対であったときに払ってあるものを、それをずっと、とって使つてしまえばいいけれども、そのまゝ預金ならば預け、保険料ならば継続していらるのですから、そのままになっている。そうすると、終戦時のときだけをとらえて、それは貨幣価値が下落したのだ、こういう説明なんです。それじゃ契約者のほうは何も保障されない。なるほどその時点ではそうだ。だ

から、終戦時下落したときに支払った金ならば、それは価値がありませんという答弁ならばわかるのです。価値のあるときに払ったものを、価値がないので、何分の一だ、それじゃ一向、大きな不幸があつたときに保障というところになりますか、ならないでしょう。私はこのことはここでぜひ議論したいのです。どうしてもそれ以上一步も出ないのですかね。打ち切ったというのはどういふことですか。

○説明員(中島晴雄君) 昭和二十年の六月に政府は、終戦直前でございまして、保険業法十條に基づきまして、法定の手續によりまして契約内容の変更を命じたのでございまして。その内容は、保険価額を十分の一に切り下げる、削減するといふことでございまして。したがって、これによりましてすでに処理は済んでおりまして、これをいふ、十分の一に削減いたしましたのをもとに返しまして、内地契約並みにしようといふことはできないといふふうな考へております。終戦の直前直後に考へております。終戦の直前直後に考へております。終戦の直前直後に考へております。終戦の直前直後に考へております。

○天田勝正君 それは契約者全体の立場でもなんでもないので、保険会社のほうの立場なんです。それはいま処理済みだから、これをいまもとに戻すことはできない、そういうことは事務的なことなので、これがいかに悪いかというところが議論の対象になる。だから、むしろそういうふうな処理するこ

と自体が私は国の施策としてはけしからぬと思つてゐるのです。逆に、かつて価値のあつたとき、百円のものを払つておれば、それが積み重なつて千円になつて家一軒も建てられるような額であつた、そのときにすれば。しからば、今日の価値に直しても、十分の一に切り下げるなんというもので、さうなれば、その当時の家を建てるだけの価値というものが、今度は家を建てるだけの貨幣価値として通用しない、こういうことになる。だから、これは財務調査官が答弁したつてとてもだめだから、もう一ぺん当時の資料を持つてきて私は議論するつもりです。

次に、お聞きしますが、これもここできんざん議論して、当時政府側は答弁に詰まつたことがあるのですが、それは政府のやつている簡保にしても、いま言つたと同じようなことが平時において行なわれてゐる。そのとき私が引例したのは、十五年満期で十年掛け、十年で掛けてしまふ。満期は十五年たたなければ来ない。その場合、十年で掛けてしまつた額のはうがもらう額よりもよけいになるといふことは半分もあつた。いいですか、私が議論した、それが結局詰めていたところ、いま改まりました。どこで改めたかといふと、寿命のとおり方がまるで違つてゐるのです。いま寿命六十五歳にもなつてゐるのに、実は四十六歳くらいで死んでしまふという計算に立つものだから、それで掛け金のはうがえらい高くなつてしまつて、さうしたら、ああでもないこうでもないで答弁がありました。しかし、十年で掛けてしまふじゃないか、すべて。そうして

こへ行ってしまったわからないのだね。そのままほったらかしですよ。そ

んなものを追っかけて手続しておると、足代のほうが高くつくから、かまわない。このたぐいで、原爆なんか落とされたところはみんなあったと思う。その処理をしていますか。しないでしよう。かまわない、そういうことになっているのでしよう。そのままなんですよ、できっこないもの。できっこないのだ。これはその当時消えているのだ。できっこない。それをいえるのが政府の利益といえますが、結局それはどこかで国民に返っているだろうと好意的に見ますが、ところが、保険会社のほうはそうじゃない、保険会社のほうは。これは私のことだから、いままで言ったことはない。

私自身のことだって、どうした拍子でか、まあ私が国会にでもいるからというところでわかったのだろうと思う。たった一つの第一生命のだけ――宣伝になると困るけれども、これだけはどいういう拍子でか、この間通知が来まして、実に戦後十八年もたって。彼は来

ませんよ、全然。わからなくなった。三十八度線の北にいたのだから、わかりやしない。そのうちのたった一つ来たのがある。あったって、当時の何万円というのはすごい金なんですよ。その価値のあるときに払ったのだから、ぼくはせめて当時の一万円ならば今日の三百万円くらいに——その金は払うから三百万円くらいに契約を変えてくれぬかという交渉をやったのですが、だめでございますと言う。だから、もと払ったのは、その当時から見ると一千分の一くらいのお払い込みの額になっちゃった。そうでしょう。それは現に

とは、お話のとおりでございます。これにつきましても、外地におられた方

の保険契約もそのとおりでございますが、内地で契約しておりました人につきましたも、再建整備法によりまして、一万円以上の保険金額はこれを全部たな上げにいたしました。そのような非常措置をとりまして保険会社の再建をはかったわけであります。なお、政府からも融資をいたしまして保険事業を再建したわけでありまして、これは保険契約者が非常に打撃を受けたものも壊滅的な打撃を当り受けたわけでございます。

その後、貨幣価値が安定するに伴いまして、保険が伸びてきたわけですが、最近死亡率につきましては、仰せの点もございまして、第九回生命表と申しますのを、第十回の生命表にかえまして、日本人の死亡率が下がっておるのに対応いたしまして保険料を下げてまいっております。なお、表面の保険料の中に組み込まれた表定死亡率が、かりに以前のものでありまして、現実の死亡率との差額は、配当として契約者に還元しておりますから、その点は天用さんのおっしゃるようにはならない、保険会社がまるまるもうけているということにはならないだろうと思います。

○天田勝正君 よそうと思うと、いつも変なことを言いだすから、そんなことじゃないと実証をあげて、さらにそれならば……。幾つかの保険会社で契約したけれども、証拠がないものだから、向こうから言ってこなければそれっきりなんです。それっきりの人の人のはうが私は多かろうと思うのです。私

10

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

100

すから、資料を持ってきて。みんなに迷惑だから、この程度でやめておきます。

○成瀬義治君 時間で……。直接これには関係ないですけれども、天田さんの発言もあり、私も資料として保険料率、それから会社の利潤、あるいは積み立て、いろいろものを調べておいて、いわば意見が非常にあるわけですよ。しかし、まあそういうことをここで私がよくと申し上げるよりも、一度保険行政全体について大蔵省としても検討をしていただきたいと思います。木村委員からも被保険者の問題、天田委員からも被保険者の問題、われわれのほうからも被保険者の問題も、そういうものが少しも擁護されてないのじゃないかということが言いたいわけです。また、数字の上からもうそういう質問してくると思うんですから、一度ぜひ検討していただきたいというのを要請して、まあ私は質問は本日はやめておきたいと思えます。どうですか、そういうことで検討されて、一度何かあなたのはうで答えを出されるというのは。

○政府委員(高橋俊英君) 私も、その点非常に考えなければならぬ問題と思っております。特に大きなインフレーションのあとで、保険会社も非常に壊滅状態になりましたけれども、結局やはり非常に保険契約者がたいへんな迷惑を受けた。そういうことは今後はもちろん避けなければなりません。しかし、その受けたという事実と、現在の保険会社に残されている資産の状況、そういうものをどう考えたらいいか。たいへんむずかしい問題でございまして、保険会社の財産を見ます

と、株が多いのでございますが、一部不動産を持っております。ただし、不動産の大部分が自分の会社の社屋等の敷地として使っているものが多うございまして、その非常にわずかな部分が自分で使わないで他人に貸しているといえますか、運用をしている、これは実は相当な含み益がございまして、実際に処分すれば、つまり、戦後のインフレといいますが、物価の変動、特に地価の変動等で、そこに相当に隠された利益もございまして、そういうものは実際にその犠牲によって生じたのかというのを考えますと、過去にいろいろ迷惑を受けた契約者の犠牲によって、今日そういうものが会社に残されている。そういうものについてどういうふうな考え方をすべきか。保険会社につきましましては、現在比較的繁栄していると言えらると思っておりますが、大部分につきましては、それは実際は過去における契約者の非難な犠牲によつてもらさされている面もあるわけでありまして、どういふふうな配分等につきましまして考へるべきか。将来のための含み資産として十分保存していくか、あるいは一部は過去の契約者にお分ちすべきであるか、そういう点、会社の存立と公平の観点などについて十分検討しなければならぬ問題が残されております。金額の高は問題じゃございせんが、しかし、筋としてたいへん研究を要するものであると思ひまして、今後の保険行政上その他の問題とあわせまして十分検討してまいりたいと考えております。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○政府委員(高橋俊英君) 今度の改正の目的は、そういう株式市場に保険会社の金を導入するためのものであるということではないのであります。これは先ほどの事の起こりは、非常にはっきりしたものでございまして、それが、株式に相当な含み益がある。これは過去に集めた資産の運用から生じたものである。つまり現在までの契約者の払い込んだ金の運用から、値上がりというところで、株式の面ではそれがはつきり数字の上であらわれていない。そういう含み益を株式を処分しないでも評価である程度計上できるよ

手厚くなるということもございまして、それから、場合によつたら配当準備金に直接入れることもありまして、その処分目的等にはいろいろニュアンスがございまして、何らか、現実に株式を処分するといふ方法でなくとも、ある程度の益が計上できるようにしたほうが保険会社の運営上現実に合っている。

方向に強めていくということは避けられないと思ひます。当然、資本主義の市場ですから、そういうことは避けられない。ですから、この保険会社の株式保有の率というものは大体何でございまして、保有率というものは、保険業法の施行規則の十九条によりまして、原則として株には三割の範囲内で運用するということになっております。ですから、こういう制度が何か、それだと株を非常に多く持つという傾向ですね、そういう傾向を一そう促進するんじゃないかというふうな意味の御質問かと思ひますが、これは行政上も幾らでも株に運用できるようにしております。実際には損害保険会社の場合には三割を超えている特例もございまして、けれども、多過ぎる場合にはこちらから注意いたしまして、計画的に株の保有割合を低めなさいという指導をやっております。生命保険会社の場合には二、三割程度になっております。株式の資産全体に対する構成割合は、幾らでもふやさいというふうなふうには決してなっておりません。あまり株に片寄りますと、危険の度合いもそれだけ増すのでございまして、そういう傾向は個別に行政上制限をいたしております。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

○鈴木市蔵君 ざっくりばらんに、この法律の改正案のねらいというもののについて私は質問するのでございますが、これはどうなんですか。保険金のこの株式市場への導入をやりますと、そういう直接的なねらいがあるのじゃないかと思ひますが、この点についてはどういふふうな考へていらっしゃるんですか。

た、行政処置によってこの株の保有率というものをきめておると言いますけれども、いまのような形でいくと、その株の保有率というものがかなり含みのある、幅のあるものに変えられていく、その危険がなしとせませんか、こういうことになっていけば。

○政府委員(高橋俊英君) 保険会社の考え方をいたしまして、もちろん会社間における競争心はあります。しかし、全体の傾向をいたしまして、もしこの評価益計上というふうな道が開かれたことが、それはまあ競争の手段として非常にけっこうだというので、ほとんど株の運用を広くしていく、株に対する運用額を大きくしていくというふうな考え方は、いまのところでは私どもとうてい察知できません。それは過当競争といえますか、行き過ぎた競争ができないように行政上手を加えておられますが、そればかりでなしに、やはり保険会社は非常に長期的な観点に立つてものを考える。先ほどからいろいろお話ししていますが、考え方としては、今後十年先あるいは二十年先というふうなものを考えて、その会社の運営をはかっていくというのが、ほとんどもう保険会社の経営に携わる者としてはそういうふうになつてしまふわけです。ですから、非常に短い目で短時間だけで競争して募集を容易にするというふうなことは考えておりません。やはり会社自体の含みを多く持ちたいというぐらゐの気持ちでございまして、将来のインフレ的な事象が生じたら困るという点からも、相当余裕がある、含みのある資産状態を保持していきたいということでございますから、評価益をどんどん計上してこれを分配

することによって競争しよう、そんなような観点から株の運用をふやそうという考えは全くないかと考えていいのじゃないかと私は思います。

○鈴木市蔵君 こればかりと意見になりまされども、私はそこが非常に問題点だと思つてます。いま、あんな、株式市場の育成という問題は、とにかく政府の一つの大きな方針になっているわけですね。その株式市場をどう立て直していくかというときに、資金の流入源をどこに求めるかという問題は当然出てきますよ。だから、なるほど保険会社自体としては、あんなの言つたようなことも考えるだるうけれども、全体として日本の資本主義市場における株式の問題というところを考えた場合に、そういうことだけで済まされるものじゃないのです。だから、必ず、あなたはそうおっしゃつてはいるでしょうけれども、これは次第に投機的な性格を濃くしていく道を開く私は法改正だという意見を持っています。この点については、

○委員(新谷寅三郎君) 速記をやめてください。
○委員(新谷寅三郎君) 速記を始めてください。
では、本案に対する質疑はこの程度にいたしておきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約

の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案を議題といたします。

○天田勝正君 これは保証団体が、自家用自動車の携帯輸入もしくは別送輸入、こういう場合に保証団体が保証するということですが、それはやはり国際保証団体があつて、相互的に、こちらで証明したものは、また日本人がこちらで行つた場合に向かうの保証団体の証明で通用する、こういう相互的なものだと思います。そうしますと、いずれこれらの手数料等もやはり国際的に規制されるものだというふうに考えられます。こちらで保証する場合、こちらがまた保証書をつけて携帯輸出をする場合、そのそれそれについてどういう手数料というふうなぐあいになつてい

○政府委員(佐々木庸一君) 幾ら対価を取るかという問題は、いまのところ国内団体につきましてもまだ検討の段階でございますけれども、国際的に見まして、手数料と申しますか、通関手帳を渡しますときに、通関手帳の対価としてやつておるものでございまして、その金額のきめ方は各国で自由になります。実績を見ますと、大体は千円から五千円の間に入つておるよう

○天田勝正君 しかし、保証団体はわずか千円から五千円ぐらゐのことでやつていられる団体なんですか、どう

○政府委員(佐々木庸一君) 御質問の御懸念は、関税、物品税に相当するものを払わなければならないときに、それで全部払えるかという御懸念ではないかと思つて、通関手帳を交付しましたほかに、各国を自動車を持って回るといふ人につきましては、その行つた先で一番多く取られる関税額等に相当するものを担保として取りまして、または保険に入れて確保する措置を講ずるということをやつておるわけでございます。

○天田勝正君 これは私の質問は二つに分かれてゐるのです。あなたが答へられた分も一つですね。つまり、これはもし当人が払えなければ、その保証団体が払う。あるいはまた、ものに

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

ぬじやないか。その二つの含みで私は質問したわけですね。

○政府委員(佐々木庸一君) 保証団体となりましますものは、保証の仕事のほか、通常は自動車旅行に関するいろいろな事業を行なつてゐるわけでございます。たとえば地図を発行しますとか、路上で故障しましたものを修理をやりますとか、あるいは場合によつては自動車競走の何と云ふのですか、管理をやりますとか、いろいろな仕事をやっておりますので、それらの総体の事業による収入と合わせて経営を行なつていくことになるかと考える次第であります。

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

○天田勝正君 今度はこの保証団体に

おいては許可しないのだということになる。日本の観光団体はとも国際的に信用されるというところまでは至っていない。そういう部分も確かに見受けられるのだから、無理な議論をしておるのじゃないのですけれども。そうしなければまた別の機会に、日本の観光団体それ自身が国際的にも信用されるような議論をわれわれもしなけりやならない。そういう意味で聞いておるのですが、まだ、当局の見方としては、日本の観光団体は国際水準まで至っていない、こういう見方をされておるわけですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 日本のJAFが国際的団体に二つとも加入をいたしております。したがって、自動車クラブを主体としたほうだけに加入しておるわけはないわけでございます。いまの天田先生のお話にありますが、現在日本にあるもう一つの団体というものが、その観光事業をやっている国際団体に加入すること、いまのところ団体の実力が少ないがゆえに認められていないのかという御質問につきましては、いまだその力が小さくて、整備を要するという問題はあろうかと考えておる次第でございます。

○天田勝正君 JAFはAIFTにも加盟している。それ自体はそれでいいでしょうけれども、しかし、本来的にいうならば、やっぱり自動車団体、観光団体は観光団体、こういうのが筋でありましょうからね。ですから、日本の場合はJAFが国際団体の自動車関係、観光関係、いずれも加盟しているでしょうが、諸外国では、たとえば今度日本が加盟した締約国だけでもよろ

しゅうございますけれども、二本立てでやっている国は主としてどういうことですか、それじゃ。

○政府委員(佐々木庸一君) 大多数の国が一個の団体に加盟しておる例が多いのでございますが、二本立てになっておりますのは、いまわかつておりますところでは、ドイツとイギリスというところになっております。

○天田勝正君 私が聞きたいのは、先の答弁では、大多数の国がいずれかの国際団体に一つのものに加盟しているというふうにも聞こえるし、そうではなく、多くのこの条約に加盟しておる国においては二本立ての団体がある、それにそれぞれの業者、いわば旅行業者、こういうものがそれぞれに加盟しておる、こういうふうにも聞こえるのですが、そのどちらですか、御答弁になったのは。

○政府委員(佐々木庸一君) 通常は、その国におきまして一つの団体がありまして、それが二つの国際団体に加入しておるという例が多いのでございまして、イギリスとドイツの場合は、旅行観光を主とする団体は観光を主とする国際団体、自動車クラブ的なものが構成員となっておりまして、その系統の国際団体に加入しておるという例になっております。

○天田勝正君 英国とドイツの場合、二本立てで加盟していれば国内の整備もそうである、したがって保証団体も二つ、こういうことで、そういう国々においては通関や何かで一向混乱したというふうな話は聞きませんか。

○政府委員(佐々木庸一君) 特別にそういう話は承知いたしております。○天田勝正君 それでは、結局それは

一つの団体のほうが今後の——日本は初めてですからわれわれもよくわからない、日本においても一つの団体のほうが、行政上の都合がいいといえますか、そういうふうに見ておるわけですね。

○政府委員(佐々木庸一君) 何しろこれからは始めるものでございまして、統一して把握できたほうが便利ではないかというふうな考えでおる次第でございます。

○天田勝正君 最後に聞きますが、わが国から携帯もしくは別送で一時輸出をするのと、外国から同様な手段で日本に一時輸入をされるものと、どのくらい比較になるという見込みでしょうか。今年にはオリンピックという特別なものがございましてけれども、平年として考えた場合、いかがですか。見当がつかないれば、見当がつかないというところでいいのです。

○政府委員(佐々木庸一君) 数字の関係では、お話のとおり、非常に見当がつかねると見ておるところであります。

○天田勝正君 いずれにしても、これはオリンピックに備えてそういう事例もあつたであろうという推定でやるのですから、それ自体けっこうだと思えます。ことしはそのオリンピックに備えてどのくらい来るであろうという予定を立てておられますか、これもむづかしいですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 実はいろいろな推定がございまして。オリンピックの役員の方が何人ぐらいおいでになるから、それが団体に入ってくるのではないであらうかというふうな話、それから観光客の数などから推算するな

ど、話がございすけれども、何しろヨーロッパなどと違ひまして、船賃が相当かかることでございまして、実際のところどれくらいになるかは、こゝで数字で申し上げるほど自信はないのであります。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめてください。

○鈴木市蔵君 これですね、もとになるべき通関条約が本院でも賛成している立場ですから、結局一種のそれに基づくという法改正ですから、そういう形で質問するわけですが、つまり陸続きの国においては私はこういふことはあり得ると思うのですよ。しかし、日本のような国ですから、自動車を持っていくという場合には、これは全くどこでも補填できるわけですから、したがって、かりにこの条約に特例というか便法というものがもし設けられるならば、日本においては必ずしも船でもって持ってくるのですから、したがって、そのときには正規の関税をかけた、そうしてこれがほんとうに一時輸入だということでもってまた輸出をするという場合には、その明らかな使途に応じてそれでまたその取った関税を還付してやるというほうが、まぎれがなくいいと思うのです。これをこういう形で持つてやられるというふうになりますと、陸続きの国とは違ひで、非常にそういう点で日本自身にとってはこれは私は割りが悪いものだと思う。そういうことについてはどういふふうに思ひますか。

○政府委員(佐々木庸一君) 鈴木先生

のお話のような処理のしかたも一案であるかと思ひますが、そのような措置は、やはり観光の促進といひますか、諸国民の交通の促進といひ見地から参りますというところ、やはり陸路となるという認識がこの条約を成立せよとした基本の考え方になっておるのではないかと思ひます。陸続きの国と比べまして、日本の場合は割りが悪いのではないかと御質問、これは私の解釈からいいますと、陸続きでないがゆえに自動車を持っていく者が多くなりはいないだろうかという懸念の問題としては、確かに考えておかなければならぬ問題だと思ひます。いろいろな譲渡をやりにくくする方途を講じておるわけでございます。

○鈴木市蔵君 これはたとえば譲渡者や譲り受け人や輸入者または保証団体から、そういう場合には関税を取るのだ、こう言っていますけれども、つまりこれに該当しないような場合というのは想定されませんか。たとえば寄付とか。要するに特定のもののいう形じゃなくて、寄付をしていくというような場合はどうなるのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) これはやはり再輸出しないことになりまして、税を取ることにあります。

○鈴木市蔵君 税を取るのですか。それでここにも書いてありますが、自家用車が事故により損傷した場合、この事故で損傷したということはどういふことで確認をするのですか。これは再輸出には適さないという認定がなければできないことなんでしょう。事故により損傷したと認め再輸出されないことになった場合となつておるのだが、

どういふところでどういふ判定をするのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) これは具体的な事実が起きたとき、自動車を使つております者の申告によりまして、現場に職員が立ち会つた上でできるべきものと考えております。

○鈴木市蔵君 現場で職員が立ち会ふのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) はあ。

○鈴木市蔵君 それでは、こまかくなるようにすけれども、ちよつとそれは私はとても不可能だと思ひますよ。それはやはり向こうの申し出によらなければ、現場に立ち会ふのだといつたつてできませんよ。そんなあなた、とてもできるものじゃない。

○政府委員(佐々木庸一君) それは鈴木先生のお話のとおり、原則は申告ないしは届け出を待ちまして、そこで現場で立ち会ふ。それによつて現場で実物を見るところであると思ひます。

○鈴木市蔵君 だれが立ち会ふのですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 関係職員が立ち会ふのが原則でございますが、権限のある警察官その他をもつて代行し得るものも考えております。

○鈴木市蔵君 これは、私は、あとは意見になるから、これで質問をやめます。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言もないようですから、保険業法の一部を改正する法律案及び自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律案、以上両案につきましては、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

のと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより両案につきまして順次討論、採決に入ります。

まず、保険業法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。(なしと呼ぶ者あり)別に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。保険業法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例

に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

なお、ただいま議決されました両案の議長に提出する報告書の作成その他につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後零時五十三分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十七日)

一、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願(第一六四一号)(第一六四二号)(第一七〇六号)

一、豪雪地帯における税の軽減と合理化に関する請願(第一六八〇号)(第一七三二号)

一、税制の改正、民主的税務行政確立に関する請願(第一六九五号)

(第一七三二号)

第一六四一号 昭和三十九年四月三日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願
請願者 和歌山市州崎町五
川合小弥太外一名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一〇三一号と同じである。

第一六四二号 昭和三十九年四月三日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願
請願者 静岡市七間町一七ノ
三静岡県公衆浴場業

環境衛生同業組合理
事長 小長井誠蔵外
百六十名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一〇三一号と同じである。

第一七〇六号 昭和三十九年四月七日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための特別措置に関する請願
請願者 滋賀県大津市松本平
野町滋賀県公衆浴場

業環境衛生同業組合
理事長 西村惣三郎
外一名

紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一〇三一号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十九年四月

六日受理

豪雪地帯における税の軽減と合理化に関する請願
請願者 新潟県議会議長 平

田早苗
紹介議員 小柳 牧衛君

豪雪地帯の住民に対する所得税、法人税及び固定資産税等の軽減と課税の合理化を図られた。また、地方交付税の積雪寒冷補正の充実強化を強く要望するとの請願。

理由

豪雪地帯対策については、豪雪地帯対策特別措置法の制定、豪雪地帯対策基本計画の樹立等、ようやく抜本的な諸施策が講ぜられようとしているが、税制については、豪雪による除雪費用、物価の増高等による生計費の増加及び家屋の耐雪構造化、維持管理等諸経費の増高並びに産業の滞り、農耕地の遊休化に起因する収支の不均衡等に対して十分な配慮がなされていないため、地域住民の負担は無雪地帯と比較して、いちじるしい荷重となっている。

第一七三二号 昭和三十九年四月八日受理

豪雪地帯における税の軽減と合理化に関する請願
請願者 岩手県議会議長 山

崎権三
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一六九五号 昭和三十九年四月六日受理

税制の改正、民主的税務行政確立に
関する請願

請願者

大阪市天王寺区大道

一ノ一四六大阪建設

労働組合天王寺支部

内 若山丑松

紹介議員

田中 一君

この請願の趣旨は、第一一六三号と
同じである。

第一七二三号 昭和三十九年四月

七日受理

税制の改正、民主的税務行政確立に
関する請願(六通)

請願者 大阪市浪速区大国町

一ノ一四六大阪建設

労働組合浪速支部内

竹内正月外五名

紹介議員

田中 一君

この請願の趣旨は、第一一六三号と
同じである。